

基本目標4「環境を守り育てるまち」について

市の考え方の後ろの()書きは、回答した担当部を記しています。

No	意見の内容	市の考え方
地球環境保全について		
1	環境に配慮した行動を促すための全市的な運動が必要と思われる。	深刻化する環境問題の解決にあたっては、大和市においても様々な施策を展開してきたところですが、今後は、市民、事業者、行政が積極的に取り組みを進めていく必要があります。基本目標4「環境を守り育てるまち」の個別目標4-1「環境への負荷を減らす」で、環境意識の向上について表現し、まちぐるみでの取り組みを進めていきます。(企画部)
2	温暖化への取り組みについて方向性を示して欲しい。	地球温暖化の防止については、全市的に取り組まなければならない重要な課題であるため、基本目標4「環境を守り育てるまち」の中に規定し、大和市としての方向性を示していきます。(企画部)
ごみ対策について		
3	ごみについては施策がうまくいっていると思う。	経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちに多くの恩恵をもたらしました。しかし、他方では焼却灰の最終処分場の確保、廃棄物処理のための経費の増大などの問題が生じています。これらの解決のためには、更なるごみの発生抑制、資源の有効活用に取り組んでいかなければなりません。そのためには、市民・事業者・市の3者がそれぞれの役割のもと協働していく必要があります。このような考えのもと、市は、市民・事業者とともに、ごみの発生抑制、ごみの資源化等に努めていきます。(環境部)
4	ごみ袋を有料化にすることは良い事だ	
5	ごみの問題も大きな課題である。	
6	ごみの分別、意識があっても行動が伴っていない。多くの人に活動に参加してもらうことが大切。	環境問題への取り組みにおいては、市民一人ひとりが環境に対する意識を高く持ち、具体的な環境配慮行動につなげていくことが重要です。基本目標4「環境を守り育てるまち」の中に個別目標4-1「環境への負荷を減らす」として、市民意識の向上の重要性について表し、市民の環境へ配慮した行動へつなげる施策の充実に努めていきます。(企画部) ごみの分別・減量化には個人個人の活動・協力が不可欠です。そのため、市では、パンフレット、ホームページ等で継続して啓発をしております。また、自治会・環境事業推進員と協力して、資源に出せるものは極力資源分別回収に出していただくようお願いもしております。(環境部)
7	ごみの出し方ひどい。市で指導を。	ごみの出し方と分け方については、年に一度、パンフレットと収集カレンダーを全戸配布し啓発を行っています。また、ごみの排出違反者については、収集の際、戸別の訪問指導に努めています。集合住宅等で排出者が不明の場合には、管理会社を通じて啓発を行うとともに、排出者が特定した場合は、個別指導を行うように努めています。(環境部)
8	ごみ廃棄のルール違反が多い。市として、意識啓発などをやってほしい。	
9	ごみの問題は広域で取り組むことが必要。業種ごとの対応や、収集時間の問題もある。	市境のごみ問題に関しては、近隣市と連携して対処しております。事業系ごみを市の収集時間以外に排出する場合は、自己処理が原則となります。また、事業系ごみ(一般廃棄物)を市が収集することを希望する場合は、戸別収集に合わせて出させていただくこととなります。(環境部)
10	その他プラ、最初は洗うように指導していたが、熱回収しているから洗わなくてもよいのか。	その他プラは資源として無料回収しています。回収後は、環境管理センターで焼却して熱源として利用する他、一部を容器包装リサイクル法による指定法人ルートで再資源・再商品化しています。再商品化の対象区域は市内全域となっております。そのため、付着物を落とす程度でかまいませんので、汚れを落として出させていただきますようお願いいたします。(環境部)

No	意見の内容	市の考え方
美化活動について		
11	行政でもっと清掃をして欲しい。でないとゴミのない街はムリ。	道路や公園等は管理者である市が定期的に清掃を行っています。日常的な清掃には周辺の自治会やお住まいの方の協力が不可欠ですので、引き続きご協力をお願いします。また、市では地域的美観向上を推進するために「例月まち並み清掃」として、ボランティア袋の配布等により清掃活動を支援しております。(環境部)
12	美化活動に参加しない人への対策を。枯葉が放置されているのは防災上も問題がある。	地域の清掃活動は、皆様のご協力により成り立っており、市では「清掃の日」などのイベントを通じて啓発を行い、参加者も増加するなど市民生活に定着してきていますので、今後ともご協力をお願いします。また、枯葉などの放置については、不法投棄されにくい土地の管理を所有者等に注意喚起し、火災などへの配慮に繋げていきます。(環境部)
路上喫煙防止について		
13	路上喫煙防止、PRは聞いているが現実的に喫煙している人にどう対応するか。喫煙場所も必要では。	大和市路上喫煙の防止に関する条例内容の普及啓発活動を通じて、喫煙者の方々を含め啓発用チラシの配布等を行い、路上喫煙の防止への理解と協力を呼びかけてまいります。また、平成21年2月からは、路上喫煙禁止区域等の指定に合わせ、路上喫煙防止指導員による巡回指導業務を開始し、違反者に対して路上喫煙を止めるよう直接注意、指導を行います。平成21年4月1日から、罰則規定が施行となり、路上喫煙重点禁止区域内においては、注意、指導に従わなかった違反者に、過料2,000円を適用します。同条例では、道路等の管理者が設置または設置を許可した喫煙場所での喫煙は、規制の対象としていないことから、喫煙者にこのような所定の喫煙場所で喫煙できるよう駅周辺の禁止区域内等に喫煙設備を設置します。(環境部)
緑地・緑化について		
14	緑地の保全については、市の動きが遅いと思う。	市内に残された貴重な緑を保全するとともに、新たな緑を創出していく取り組みについては、市民生活にうおいを与えるだけでなく、地球環境にとっても重要なものと考えています。基本目標4「環境を守り育てるまち」に基づき個別目標4-2「まちの緑を豊かにする」を設け、まとまりのある大きな緑地や農地の保全から身の周りにある小さな緑化にいたるまで、様々な取り組みを進めていきたいと考えています。(企画部)
15	緑地保全について、生物多様性の向上や自然保護教育など、緑の魅力や質を高め、好循環を生み出す方を強化して欲しい。将来の世代にとって良好な環境・人権を保障し、持続可能な社会の実現と世代間の公正を図って欲しい。	本市では、昭和56年から泉の森を始めとする市内に残る比較的大規模な山林の保全を始め、現在では、市内の市街地調整区域の山林の約3割にあたる28.1haの森を保全しています。さらに、市街地区域内の山林については、約48%にあたる19.6haを、地権者と保全協定を交わして守っています。今後は、より確実に将来にわたって山林を保全していけるような仕組み作りを行っていきたくと考えています。
16	緑は少なくなっている。特に小さな緑がなくなっている。	しかしながら、市街地に残る山林については、近隣の住民から、日当たりが悪くなる、冬に葉が落ちて雨どいが詰まる、などの苦情が寄せられ、土地所有者は苦勞をされている現状もあり、保全していくためには近隣住民の理解と協力が必要です。
17	緑地については、ほっとする、守って欲しいという人もいますが、いろいろな人の考えがある。	山林の健全な育成を促し、次世代に残していくためには、間伐や下草刈り等を適切に実施し、世代更新を図る必要があります。動植物の生態、植生等を考慮しながらこうした作業を実施するとともに、一連の管理作業にたずさわるボランティアの育成や、協力体制の確立等の取り組みも併せて進めてまいります。(環境部)
18	民間マンションの屋上緑化の補助をすることができないか検討して欲しい。	屋上緑化の補助に関しては、現在のところ地表面の緑化を進めることが重要であると考えておりますので補助制度はありません。しかし、屋上緑化はヒートアイランド現象の緩和など都市内の環境改善の上からも有効な手段であると捉えていますので、今後の市内の緑地の変化を見ながら補助制度の導入も含めて、効果的な支援制度を検討したいと考えています。(環境部)